

男女共同参画推進センター

第3号

News Letter

創価大学つばさ保育所がスタート

開所式を開催

2016年9月1日(木)、創価大学キャンパス内に「学校法人創価大学つばさ保育所」を開所しました。この保育所は、2010年に策定した創価大学ランドデザインに基づき、男女共同参画社会実現に向けた法人としての具体的な取り組みの一環として、子育てを行う教職員の職業生活と家庭生活の両立を支援するものです。

開所式には、八王子市の石森孝志(いしもり たかゆき)市長をはじめ、入所するご家族、本学関係者らが参加しました。田代康則理事長が設置の経緯を報告し、「2014年4月には男女共同参画推進センター(花見常幸センター長)を立ち上げ、このたび研究教育活動の環境整備の一つとして保育所の設置を具体化することができました。運営については実務経験の豊富なスタッフを擁するNPO法人SRF Wings(サーフウィングス)に委託しています。自然

豊かな環境の中で、子どもたちには大きく成長してほしいと思います」と述べました。

サーフウィングスの高橋光代(たかはしみつよ)理事長、高橋健司(たかはしけんじ)所長の挨拶に続いて、石森市長が「昨年12月に八王子市と創価大学は包括連携協定を結び、これまで以上に地域貢献の連携に力を入れております。市としても待機児童の解消に取り組んでおり、つばさ保育所で、子どもたちが明るく元気に健やかに成長することを心から願っております」と語られました。



開所記念講演会(第5回講演会)を開催

9月22日(水)につばさ保育所開所記念講演会として、講師に、東京大学の学内保育所の運営にも携わってこられた東京大学大学院総合文化研究科の瀬地山角(せちやま かく)教授を迎え、「大学で保育所を経営してわかったことー男女共同参画社会のいまとこれからー」のテーマでご講演いただきました。講演会では、当初、人気のなかった東京大学の保育所にNPO法人東大駒場保育の会を組織し、父母の意見を取り入れた運営をすることで、自然に恵まれた駒場の環境を活かした保育所に生まれ変わった経緯について話されました。その中で、現代の待機児童問題の解決のあり方

についても触れられ、またテレビのCMを例として、日本社会に根強く残る性別役割意識に関する固定観念の存在を指摘し、仕事も家事もお互いに助け合い共同するべきであると述べられました。最後に男女共同参画社会とは、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会であり、女性も



東京大学大学院
 総合文化研究科
 瀬地山角教授

男性も共に活躍できる新しい社会の構築を目指すべきであることを強調されました。

講演に先立ち、花見センター長からつばさ保育所の概要と開所式の模様が報告され、入所児童たちがキャンパス内を散歩している写真を大学ホームページにアップしたところ、本年最高数の「いいね」が寄せられたことも伝えられました。



所長あいさつ

この度、創価大学つばさ保育所の所長となりました、高橋健司と申します。創価大学を卒業後、保育畑一筋に現場・研究・保育者養成の道を歩んでまいりました。

「教育が私の最後の事業だ」と仰っておられる創立者池田先生に、保育の道でご恩返しできたらと常々夢を描いておりましたところ、ご縁がありま



して、つばさ保育所の所長として働かせていただけることになりました。重責を担うことになり、身の引き締まる思いです。人生の礎を築く乳幼児期における、「0歳からの創価教育(保育)」こそがお子さまにとっての最善の利益であると確信し、これからも保護者・お子さま・地域のために力を尽くし、使命を果たしてまいります。



つばさ保育所所長
高橋健司氏

保育所の活動状況ですが、日常の保育は「みる」・「かく」・「きく」・「あじわう」・「さわる」という乳児期に必要な五感に働きかける「直接体験」を基本とし、同年代のお友達のほか、創価大学キャンパス(物的環境)及び創大生・留学生・教職員(人的環境)との関わりから得られるさまざまな経験を通して、心身の健康と、豊かな感性や創造性を培っています。

開所式以降の保育所のイベントとして、「焼き芋パーティー」や「おもちつき大会」などの季節の食育活動を交えた行事のほか、11月には親子参加行事「つばさフェスタ」を開催しました。パン作り・親子ふれあい体操等を行い、つばさ保育所で家族団欒の時間を過ごしていただきました。他の家族との交流の機会ともなり、大変な好評をいただきました。

男女共同参画社会が謳われる昨今、創価大学が事業所内保育所の設置という先見的な取り組みをされたことは、保育所を利用するお子さま・保護者はもとより、広く地域社会への貢献に繋がるものであることは言うまでもありませんし、保育業界にとりましても非常に有益なことであると思います。男女共同参画推進センターの皆様のこれまでのご尽力に心より感謝申し上げます。



センター主催の講演会・セミナーを開催

第3回講演会

4月21日(木)、本部棟第4会議室において、講師に、韓国・淑明女子大学の具明淑(Myongsook Koo)名誉教授を迎え、「韓国社会における女性進出の現状と課題」とのテーマでご講演いただきました。これには、学生・教職員約40名が参加しました。具名誉教授は、韓国の高名な女性リーダーであり、淑明女子大学名誉教授のほか、同大学リーダーシップ開発院長、グローバル女性ネットワーク会長、韓国女性団体協議会理事、両性平等教育振興院理事長を歴任されています。

講演では初めに、これまでの韓国女性の社会進出拡大の基盤が何であるかを考察され、韓国女性



の地位は両性平等の意識の高まりとともに、政治・経済・社会体制において平等な機会が提供されることにより急速に向上してきたことが述べら

講師：韓国・淑明女子大学 具明淑 名誉教授

れました。

また、韓国女性の社会進出の現状では、未だに伝統的な家父長的思考に従って伝統的な規範を守ろうとする男性優位の社会風潮があり、女性に集中している家事と養育などのケアの社会化と男性のケア労働の分担に対する要求が増大していることが述べられました。さらに課題として、両性平等の家庭を実現できる社会、仕事と家庭が両立可能な社会、そして女性親和的・家族親和的社会の構築による持続可能な社会と国家のために、包括的で総合的な女性家族政策を遂行できる政府組織とその役割の重要性を強調されました。参加した学生からは「男女平等社会がなかなか進まないのは、根本的に男性と女性が考える男女平等の形が違うからではないか。より良い社会づくりのために、まずは身近で小単位である家族の中で男女平等を成し遂げることが重要だと思う」等の感想が寄せられました。



第2回介護セミナー

5月13日(金)、中央教育棟AE353教室において、本学看護学部看護学科の東森由香准教授(日本認知症ケア学会代議員)による「第2回介護セミナー」が「介護の基本と備えⅡ」とのテーマで開催されました。

セミナーでは、高齢者の約4人に1人が認知症の患者またはその予備群であり、高齢化の進展に伴い、認知症の患者数は更に増加する傾向にあり、認知症の症状やその患者への関わり方について理解する必要性が高まっていることが確認されました。そして、認知症の症状や進行状況に応じた対応の仕方や家族がどのように向き合っていくことが大切であるかなど介護者への具体的なアドバイスが提示され、介護負担を軽

講師：創価大学看護学部 東森 由香 准教授

創価大学男女共同参画推進センター 介護セミナー
介護の基本と備えⅡ
看護学部看護学科 東森 由香 准教授
(日本認知症ケア学会 代議員)



減するための行政サービスなどの活用方法も紹介されました。

参加者からは、「認知症の家族への関わりに悩

むことがあったので、症例などについて詳しく話を伺うことができよかったです。また、このような機会があれば参加したいです」「認知症

患者への関わり方など具体的なアドバイスを伺うことができ、とても参考になりました」などの声が多く寄せられました。

第4回講演会

6月3日(金)、中央教育棟AW402教室において、筑波大学ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンターの前ダイバーシティ部門長である溝上智恵子(みぞうえ ちえこ)教授(同大学図書館情報メディア系教授、図書館情報メディア研究科長)を講師に迎え、「グローバル時代における『男女共同参画推進』のあり方を考える～筑波大学の実践から～」のテーマでご講演いただきました。

講演では、グローバル時代における男女共同参画の問題点、科学技術・学術分野の女性活躍の現状と課題について国際比較の観点から説明され、昨年(2015年)、日本で施行された女性活躍推進法がもたらす大学への影響について言及されました。また、筑波大学における男女共



講師：筑波大学 溝上 智恵子 教授

溝上 智恵子 教授



同参画のための女性支援策について詳細を示され、2013年に3年後の達成目標として、女性研究者比率の増加やマネジメントに関わる女性在職者比率の増加、女性研究者採用比率の上昇、女性研究者離職率の減少という、数値を掲げて取り組んだ3つのプログラムの説明がありました。さらに、男女共同参画を推進するうえでのエビデンスの必要性、女性支援からダイバーシティ支援への転換とダイバーシティ・サイエンス構築の必要性について強調されました。最後に、本学の馬場学長が「本学では、本年9月に学内保育所を開設予定で、今後さらに女性教員が安心して教育・研究活動に集中できるように男女共同参画を推進していきたい」と述べました。

お知らせ ホットニュース!

待望の「創価大学つばさ保育所 一時保育」が2017年4月よりスタートします!詳しくは、2月中旬以降、男女共同参画推進センターHPでお知らせする予定です。

オープン・カフェ

毎年2回開催される女子学生対象のオープン・カフェが今年(2016年)も楽しく開催されました。第4回オープン・カフェは創価女子短期大学の亀田多江准教授を迎えて6月24日に開催し、12人の女子学生が集まりました。亀田准教授は講演の中で、創立者を求めながら、キュリー夫人のような生き方を目指して努力を重ねてきて現職に至るといった経験を、熱く語っていただきました。

第5回オープン・カフェは、教育学部の富岡比呂子准教授を迎えて11月9日に開催し、第4回と同じく12人が参加しました。富岡准教授は、米国への留学の話や、仕事と家庭の両立などワーク・ライフ・バランスについて貴重な経験を語っていただきました。両講演の終了後は、活発なディスカッションが行われ、参加者から感動の声が寄せられました。

そのいくつかを紹介すると、「教員の方々が今に至るまで、多くの苦勞を重ねてこられたことを初めて知りました。でも今まで大変なことを乗り越えてきたからこそ、今こうして輝いているのだと実感しました。今日参加して本当に良かったです。私もこれから頑張っていこうと思えました。勇気もらいました」「とても貴重な話が聞けて良かったです。工学部の進路について、特に女性の進路の話を聴ける機会が本当に少ないので、とても良かったです。友達を誘えばよかったです」「情報工の女性でこんなにすごい先輩がいたんだと感動しました。頑張りがすご過ぎてとても全ては真似できないけれども、創立者を求める思いだけでも見習いたいと思いました。」「『努力は10年続けて当たり前』だということを知り、もっともっと頑張る努力を続けていきたいと思えます」などでした。特に、富岡准教授の講演については、「自分で自分の限界、制約を決めてしまいがちだったことに気がつきました。中でも時間をいかに有意義に使い、価値的なものにしていくかは、選択肢の多い女性ほど多様に考えられるのだと、プラスに捉えることができました」などがあり、今後も女子学生の励ましになるオープン・カフェの開催を継続していきます。

パパ・ママ カフェ

11月29日(火)中央教育棟第8会議室において、第1回「パパ・ママカフェ」を開催しました。

この「パパ・ママカフェ」は、子育て中の教職員への支援体制構築への第一歩として、当面の課題である若手女性研究者の支援を主たる目的に、子育て中の若手教員の皆様が自由に子育てに関する情報や意見の交換ができるフリートークの場です。

本センターとしては、そこでの意見交換を通じて、今後の「子育て支援」のニーズを認識する機会として

いきたいと考えています。

今回は、センター員2人を含む4人の教職員が参加していただき、終了後のアンケートでは、「子育てと仕事の両立についての悩みや、困っていることがあった場合の支援について、自由に話せる場だった」「仕事との両立の大変さを共有できた」などのご意見を頂きました。

今後は、開催時間帯と場所を検討し、より多くの教職員の方のご意見を自由に交換できる場にしていきたいと思えます。

リーダーシップサロン

12月14日(水)に中央教育棟第1会議室において、マリア・グアハルド副学長補を講師に迎え、「女性リーダーシップ・サロン」を開催しました。

今回のテーマは、女性のリーダーシップとパブリックスピーキングについてであり、自分自身の強みは何か、どのような状況でより向上できるのかなど、女性リーダーシップについて一緒に考える機会となりました。

サロンの中で講師のグアハルド副学長補からは、

パブリックスピーキングをする前に、聴衆のうち1人だけでも、自分のスピーチが心に刺さるように決めて行うこと、また練習を重ねていくことで自分にとってベストなスピーチの仕方を探すことの重要性をアドバイスされました。また、事前に参加者に回答いただいたアンケート結果を共有し、リーダーのあるべき姿について議論することができました。

「産前産後休暇」・「育児休業」・「介護休業」について

「産前産後休暇」

- ①産前休暇は6週間とする。(出産予定日は産前に含む)
※ただし、多胎妊娠の場合は14週間とする。
- ②産後休暇は8週間とする。
※ただし、本人から就業の申し出があった場合は、産後6週間を経過した後、医師が認めた場合に限り就業を認める。
- ③出産が予定日前となった場合の産前休暇は出産予定日を、産後休暇は出産日をそれぞれ基準日として算出する。
- ④出産が予定日後となった場合は、産前、産後休暇とも出産日を基準日として算出する。

「育児休業」

- ①教職員が1歳に満たない子と同居し養育する場合は、休業することができる。
- ②休業を取得できる者は、原則として、(1)勤続年数が1年以上の者で、かつ(2)子が1歳6ヵ月に達する日までに雇用契約が終了することが明らかでない者とする。
- ③配偶者が、教職員と同じ日から又は教職員より先に育児休業をしている場合、教職員は、子が1歳2ヵ月に達するまでの間で、出生日以後の産前・産後休業期間と育児休業期間との合計が1年を限度として、育児休業をすることができる。

「介護休業」

- ①介護を要する家族を持つ教職員が介護に専念する必要がある場合は、休業することができる。
- ②休業を取得できる者は、原則として、(1)勤続年数が1年以上の者で、かつ(2)休業開始日から起算し、通算して93日を経過する日から6ヵ月を経過する日までに雇用契約が終了することが明らかでない者とする。
- ③介護を要する家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある(1)配偶者、(2)父母、(3)子、(4)配偶者の父母、(5)祖父母、(6)兄弟姉妹、(7)孫とする。

上記、産前産後休暇、育児休業、介護休業についてのご相談は、人事部人事課までお問合せください。

編集・発行 創価大学男女共同参画推進センター
<http://www.sankaku-center.soka.ac.jp>

発行日 2017年2月27日

センター長 花見常幸

センター員 浦上輝子 / 岡部史信 / 木下フローラ聖子 / 小林孝次
近藤重弘 / 志村千鶴子 / ズルエタ・ジョハンナ / 高橋 誠
長沼貴美 / 西山道子 / 松島孝久 / 光永勝紀 / 森富士子

問い合わせ sankaku-center@soka.ac.jp